

# 令和 8 年度

## 個人市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のご案内

### 目次

1.特別徴収について	1	2.特別徴収関係の書類について	5
(1)特別徴収による納税義務者	1	給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書の書き方	6
(2)特別徴収義務者	1	給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書	9
(3)特別徴収税額(年税額)	1	(9、10 ページは同じ書類になります)	
(4)決定・変更通知書の記載事項に不服がある場合	1	普通徴収から特別徴収への切替依頼書	11
(5)特別徴収税額の納入	1	特別徴収義務者の所在地・名称等 変更届出書	12
(6)特別徴収税額を滞納した場合	2	納期の特例に関する承認申請書	13
(7)特別徴収税額の納期の特例	2	納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	14
(8)納税義務者に退職・転勤などの異動があった場合の届出	3	市民税・県民税 納入申告書(退職所得に係る分離課税分)	15
③外国人の方が退職し帰国(出国)する場合	3	ゆうちょ銀行・郵便局の指定について(指定通知書)	16
(9)一括徴収制度	3	3.eLTAX(エルタックス)のご案内	17
(10)普通徴収から特別徴収への切り替え	3	(1)eLTAX とは	17
(11)特別徴収義務者の所在地・名称等の変更の届出	3	(2)特別徴収関係で eLTAX が利用できる手続き	17
(12)退職所得に対する特別徴収	4	(3)eLTAX を利用するメリット	17
(13)徴税吏員の質問(地方税法第 298 条)	5	(4)地方税共通納税システム	17
		4. eL-QR(地方税統一 QR コード)を活用した納入手続きの拡大について	17

※お問い合わせの際は指定番号をお伝えください。

指定番号は給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の左側に記載しています。

※9～16 ページの白紙の様式は、宝塚市ホームページにも掲載しています(ダウンロード方法は 5 ページをご覧ください)。

書類提出先・連絡先 宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当

〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号 電話：0797-77-2057(直通)

## 特別徴収義務者 様

平素は、宝塚市の税務行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の個人市民税・県民税・森林環境税につきまして貴事業所に特別徴収をお願いすることとなりました。

つきましては、本書をご覧ください、特別徴収事務を適切にすすめていただきますようお願いいたします。

令和8年 宝塚市長

同封書類の確認とお願い

### (1)特別徴収税額通知書(2種類)

- ▶ 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用) … 特別徴収義務者において保管してください。
  - ▶ 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) … 各納税義務者へお渡しください。
- ※どちらか一方またはいずれも、電子通知を希望している場合は送付していません。

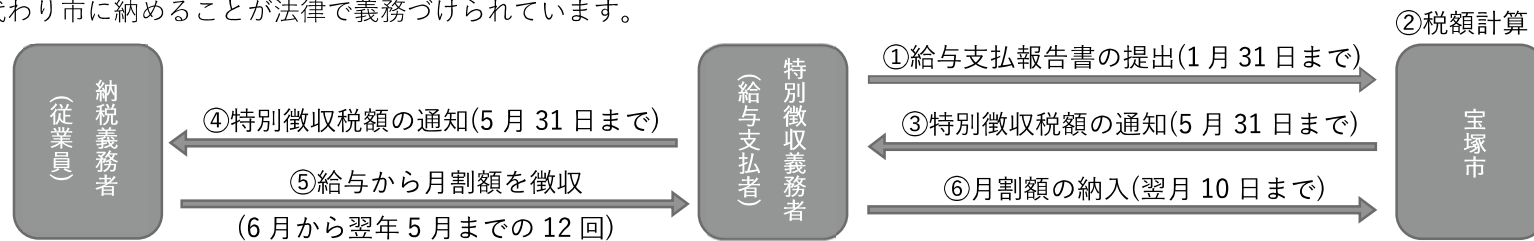
### (2)納入書

1ページの「特別徴収税額の納入」のとおり使用してください。

※給与支払報告書(総括表)等で送付不要を希望している場合は、白紙の納入書1枚を送付しています。

## 特別徴収の方法による納税のしくみ

- ▶ 特別徴収義務者(給与支払者)の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に毎月支払う給与から市民税・県民税を引き去り、納税義務者(従業員)に代わり市に納めることが法律で義務づけられています。



- ▶ 納税義務者(宝塚市民に限らない)が常時10人未満の場合は、市長の承認を受け、納期を年2回(納期の特例)にすることができます。(詳細については2ページを、申請書については13ページをご覧ください)
- ▶ 既に退職された納税義務者や給与の支払が不定期(毎月支給されていない)等により特別徴収できない納税義務者がいる場合は、すみやかに「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。(説明については3ページを、書き方については6~8ページを、届出書については9ページをご覧ください)

# 1.特別徴収について

## (1)特別徴収による納税義務者

個人市民税・県民税・森林環境税の賦課期日(令和8年1月1日)現在宝塚市内に居住し、前年中に給与の支払を受けた者で、かつ今年の4月1日現在給与の支払を受けている者

## (2)特別徴収義務者

令和8年4月1日現在給与の支払をしているもののうち、所得税法第183条第1項の規定による源泉徴収義務者

## (3)特別徴収税額(年税額)

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定・変更通知書(以下、「決定・変更通知書」という)(特別徴収義務者用)に6月から翌年5月まで12分割した月割額(通知を5月31日以降に受けた場合は、通知を受けた変更月から翌年5月までの間の月数で除した額)に従業員ごとに記載していますので、毎月の給与が支払われる際に徴収します。

### ①均等割額相当額(5,800円)の一回徴収

特別徴収税額が均等割額相当額(5,800円)以下である場合は、最初に徴収する月にその全額を徴収します。

### ②月割額の端数処理

月割額に100円未満の端数が生じた場合、その端数は最初に徴収する月分に加算します。

## (4)決定・変更通知書の記載事項に不服がある場合

決定・変更通知書に記載された事項について不服がある場合は、特別徴収義務者、納税義務者がそれぞれその通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴え(特別徴収税額の決定の取消しを求める訴え)は、前記審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(被告代表者は市長となります)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁

決がないとき、②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことについて正当な理由があるときは、裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## (5)特別徴収税額の納入

令和8年6月から翌年5月まで(計12回)毎月の給与が支払われる際に徴収し、翌月10日(土・日・祝の場合はその次の平日)までに以下のとおり納入してください。

### ①納入書による納入の場合

#### (i)宝塚市から送付している納入書を使用する場合

##### (ア)特別徴収税額の変更がない場合

あらかじめ金額を印字していますので、そのまま納入してください。

##### (イ)年度途中で特別徴収税額の変更があった場合

既に印字してある金額では納入することができませんので、お手数ですが、以下を参考に金額を訂正してください。

【訂正の記入例】(次ページに注意事項を記載しています。)

兵庫県 宝塚市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
2 8 2 1 4 6	01170-0-960044番	宝塚市会計管理者			
指定番号		納入金額(1)			
		① 789000 円			
令和 年 月 分					
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	8888 123400			
	退職所得分	88888888			
	延滞金	88888888			
	督促手数料	88888888			
納期限 令和 年 月 日	(2)	合計額			
		8888 123400			
(特別徴収義務者)		住所 〒 665-□□□□		領収日付印	
又は所在地		宝塚市△△町◇◇-◇◇			
氏名 又は名称		株式会社 ○○○○		様	
上記のとおり領収しました。(納入者保管)					

- ▶ ¥記号を記入しないでください。
- ▶ 数字は所定の枠からはみ出さないように注意してください。
- ▶ 黒のボールペンで記入してください。
- ▶ 記入例の㉔のとおり「納入金額(1)」欄の金額を2本線で抹消してください。
- ▶ 記入例の㉕のとおり「給与分(一括徴収分を含む)」欄と「合計額」欄に、変更後の金額を記入してください。
- ▶ 納入書・納入済通知書についても同様に訂正してください。
- ▶ 切り取り線以外の場所で折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- ▶ 納入書綴りの後ろ2枚は予備の納入書です。予備の納入書を利用される場合は、「年」欄・「月」欄も必ず記入してください。

納入や納期限を過ぎた税額を納めるための納入書発行に関する問い合わせ先  
 ⇒市税収納課 納税管理担当(TEL:0797-77-2052 直通)  
 上記以外の納入書の発行に関する問い合わせ先  
 ⇒市民税課 特別徴収担当(TEL:0797-77-2057 直通)

## (ii) 私製納入書を利用される場合

私製納入書を利用される場合、宝塚市から送付しております納入書または決定・変更通知書(特別徴収義務者用)に記載されている「指定番号」を印字や記入してください。

## (iii) 納入場所

次の金融機関、郵便局で納入してください。

- 【銀行】三井住友銀行、池田泉州銀行、みなと銀行  
ゆうちょ銀行、徳島大正銀行
- 【信金】播州信用金庫、尼崎信用金庫
- 【信組】近畿産業信用組合、兵庫ひまわり信用組合
- 【農協】兵庫六甲農業協同組合
- 【その他】近畿労働金庫

- ▶ 近畿2府4県以外のゆうちょ銀行、郵便局を新たに利用される場合は、16ページの「ゆうちょ銀行・郵便局の指定について」をご参照ください。
- ▶ 近畿2府4県とは、大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県を指します。
- ▶ 上記の金融機関、郵便局以外では、手数料がかかる場合があります。

## ② 銀行納入サービスをご利用中の場合

以下の取扱いをお願いします。

- ▶ 「指定番号」は、同封の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の左側に記載していますので、ご参照ください。
- ▶ 市町村コード・口座番号・加入者名は同封の白紙の納入書をご参照ください(コード等の印字あり)。

## ③ 地方税ポータルシステム(eLTAX)の場合【推奨】

17ページ「3.eLTAX(エルタックス)のご案内」をご参照ください。

## (6) 特別徴収税額を滞納した場合

特別徴収義務者が納期限(翌月10日)までに納入しなかった場合には、以下により延滞金を加算して、徴収することになっています。なお、特別徴収義務者が督促状を受け、かつその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、その対象となる特別徴収税額および延滞金を納入しないときは財産の差押等の滞納処分を執行することがあります。

$$\text{延滞金} = \text{滞納税額}(\times 1) \times \text{延滞日数}(\times 2) \times \text{延滞金割合}(\times 3) \div 365$$

※1…1,000円未満の端数は切り捨てます。また、総額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てます。

※2…納期限の日の翌日から実際の納付日までを対象とします。

※3…①納期限の日の翌日から1か月を経過する日までは、延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項の規定により各年財務大臣が告示する平均貸付割合に1%を加算したもの)+1%とします(上限7.3%)。

②前記①の翌日からは、延滞金特例基準割合+7.3%とします(上限14.6%)。

## (7) 特別徴収税額の納期の特例

特別徴収税額は、原則年12回の納期に分けて納入していただきますが、**給与の支払いを受ける納税義務者(宝塚市民に限らない)が常時10人未満**の事業所で、事前に13ページの「納期の特例に関する承認申請書」を提出し、承認を受けた場合には、年2回(※)に分けて納入できる「納期の特例」をご利用いただけます。なお、承認を受けた後に上記納税義務者が常時10人以上になった場合など、特例の要

件を欠いた場合は 14 ページの「納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。

※…6 月～11 月分の納期限が 12 月 10 日、12 月～翌年 5 月分の納期限が翌年 6 月 10 日となります。

## (8) 納税義務者に退職・転勤などの異動があった場合の届出

特別徴収税額の通知を受けた納税義務者のうち、転勤・退職・死亡・休職・長欠・その他(解散や廃業等)の理由により特別徴収義務がなくなった場合、特別徴収義務者は 9 ページの「特別徴収に係る給与所得者異動届出書(以下、「異動届出書」と表記します)」に必要事項(6～8 ページの「異動届出書の書き方」を参照してください)を記入し、その事由が発生した日の属する月の翌月 10 日までに、下の点に留意のうえ、宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当へ提出してください。なお、地方税ポータルシステム「eLTAX」による提出も可能です(17 ページの「3.eLTAX(エルタックス)のご案内」をご参照ください)。

### ① 納税義務者が転勤(退職後再就職する場合も含む)した場合(6 ページ)

納税義務者が転勤し、新しい勤務先で特別徴収を継続することができる場合は、必ず新しい勤務先へ年税額および月割額を連絡してください。

### ② 納税義務者が退職(休職・長欠・その他の理由も含む)した場合(7 ページ)

未徴収税額(退職等により、特別徴収できなくなった税額)を一括徴収できない場合は、普通徴収により直接納税義務者へ通知します(一括徴収制度については右をご覧ください)。

### ③ 外国人の方が退職し帰国(出国)する場合(8 ページ)

納税義務者から申し出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から未徴収税額を一括して徴収することができます(特別徴収できなくなった事由の発生時期によっては一括徴収が必須となりますので、詳しくは右の「(9)一括徴収制度について」をご参照ください)。また、日本から出国するまでの間に未徴収税額を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方(納税管理人)を定め、市に届け出る必要があります。

納税管理人を市に届け出る場合は納税義務者、納税管理人となる方が来庁し必要書類をご提出くださるか、宝塚市ホームページ(<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kurashi/1000029/1009150/1027662/index.html>)より必要書類をダウンロードし郵送にてご提出、または eLTAX にてご提出ください(17 ページの「3.eLTAX(エルタックス)のご案内」をご参照ください)。

## (9) 一括徴収制度【重要】

一括徴収制度とは、死亡による退職以外で退職した納税義務者のうち、次の①に該当する場合、未徴収税額を給与または退職手当等から一括して徴収し、納入していただく制度です。**なお、①の(B)の場合は納税義務者の申し出に基づくことなく、必ず一括徴収してください。**

### ① 一括徴収の対象となる場合

(A) 退職の日が 6 月 1 日から 12 月 31 日までの間で、退職した納税義務者から一括徴収の申出があり、その納税義務者に支払われる 5 月 31 日までの給与または退職手当等の額が未徴収税額を超える場合

(B) 退職の日が翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間で、その納税義務者に支払われる 5 月 31 日までの給与または退職手当等の額が未徴収税額を超える場合

### ② 届出

8 ページの「異動届出書の書き方」をご参照ください。

### ③ 納入の仕方

他の納税義務者に係る特別徴収税額とあわせて納入してください。

## (10) 普通徴収から特別徴収への切り替え

就職等により、納付方法を普通徴収から特別徴収に切り替える際は、11 ページの「普通徴収から特別徴収への切替依頼書」に必要事項を記入し、宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当へ提出してください。

## (11) 特別徴収義務者の所在地・名称等の変更の届出

特別徴収義務者の所在地、名称や決定・変更通知書の送付先等に変更が生じた場合は、12 ページの「特別徴収義務者の所在地・名称等 変更届出書」に必要事項を記入し、宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当へ提出してください。

## (12)退職所得に対する特別徴収

退職所得については、所得税と同様に他の所得と区分して退職手当等が支払われる際に市民税・県民税を特別徴収することになっていきます。納入書の「退職所得分」と裏面「市民税・県民税納入申告書(退職所得に係る分離課税分)」を記入し納入してください(記入例については右と次のページをご参照ください)。

ただし、支払者が個人事業主である場合は、金融機関への納入書の提出に加えて、15ページの「市民税・県民税納入申告書(退職所得に係る分離課税分)」を記入し、金融機関を経由せずに別途宝塚市役所 市税収納課に提出してください。

### ①納税義務者

退職手当等の支払いを受ける人で、支払いを受けるべき日(通常は退職日等)の属する年の1月1日に宝塚市に住所を有する人です。

### ②納期限

退職手当を支払う際に徴収し、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

### ③退職所得に対する特別徴収税額の計算

(i)退職所得の計算 (1,000円未満切り捨て)

退職所得 = (退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 1/2

※勤続年数が5年以内の場合、退職所得を次のとおり計算します。

法人役員等：1/2を乗ずる措置なし

法人役員等以外：退職手当等の金額から退職所得控除額を差し引いた残額の300万円を超える部分については1/2を乗ずる措置なし

(ii) 退職所得控除額の求め方

	勤続年数	退職所得控除額
1	20年以下	40万円×勤続年数(80万円未満の場合は80万円)
2	20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)
3	障害者となったことにより退職した場合	1または2で計算した控除額に100万円を加算した金額

(iii)特別徴収税額の計算

市民税額…退職所得×6% (100円未満切り捨て)

県民税額…退職所得×4% (100円未満切り捨て)

【退職所得分を含む納入書の記入例(表面)】

兵庫県 宝塚市		個人市民税 個人県民税		納入済通知書	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
282146	01170-0-960044番	宝塚市会計管理者			
令和	年月分	指定番号	納入金額(1)		
×	×	030010000000	50,000 円		
納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	65000			
	退職所得分	250000			
	延滞金				
納期限 令和××年 4月10日	督促手数料				
取りまとめ局	(2)合計額	315000			
領収日付印	(特別徴収義務者) 住所 〒 665-□□□□ 又は 所在地 宝塚市△△町◇◇町-◇ 氏名 株式会社 ○○○○ 又は 名称	納			

上記のとおり通知します。(受付店→宝塚市指定金融機関(取りまとめ店)→宝塚市) (宝塚市保釈)

納入済通知書の納入金額欄に※記号は記入しないでください。

- ¥記号を記入しないでください。
- 数字は所定の枠からはみ出さないように注意してください。
- 黒のボールペンで記入してください。
- 記入例の①のとおり「納入金額(1)」欄の金額を2本線で抹消してください。
- 記入例の②のとおり他の納税義務者に係る特別徴収税額に退職時の一括徴収の金額を加算して記入してください。
- 記入例の③のとおり「退職所得分」欄に該当の金額を記入してください。
- 記入例の④のとおり給与分も含めた総納入金額を「合計額」欄に記入してください。

【退職所得分を含む納入書の記入例(裏面)】

市民税 納入 申告書 (退職所得に係る分離課税分)													
宝塚市長 殿													
××年 4月 5日 提出				××年 3月 分			人 員		1人				
退職手当等支払金額				+	千	百	十	万	+	千	百	十	円
						2	0	0	0	0	0	0	
特別徴収	市民税							1	5	0	0	0	
	県民税							1	0	0	0	0	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。													
(特別徴収義務者)										(受付印)			
住所又は〒 665-□□□□													
所在地 宝塚市△△町◇◇◇◇													
氏名又は名称 株式会社 ○○○○													
法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0 0													
(通 信 簿)													

- ¥記号を記入しないでください。
- 数字は所定の枠からはみ出さないように注意してください。
- 黒のボールペンで記入してください。
- 記入例の①のとおり退職手当等支払金額と、特別徴収した市民税額、県民税額を記入してください。
- 指定番号の有無等に関わらず、記入例記載の②のとおり所在地・名称・法人番号を記入してください。

(13) 徴税吏員の質問(地方税法第 298 条)

徴税吏員とは地方税の賦課徴収事務に従事する地方公務員を指します。徴税吏員は、市民税の賦課徴収に関する調査に必要である場合、納税義務者および特別徴収義務者に質問することができ、その事業に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査することができます。

2. 特別徴収関係の書類について

異動届出書等の特別徴収関係書類は、本冊子 9 ページ以降にもございますが、宝塚市ホームページからダウンロードして使用することができます。以下より印刷のうえご使用ください。

**①**

ごみ出し

仕事求人

各種相談

マイナンバー・戸籍

申請書

子育て・教育

宝塚市ホームページ(<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)のトップページを下へスクロールし、「申請書」を選択

**②**

カテゴリ

- ごみ・すまい
- 住民票・戸籍・マイナンバー
- 年金・保険
- 健康・福祉
- 農業・産業・ビジネス
- 都市計画・開発・建築
- 救急・消防・防犯

- 水道・下水道
- 税金
- 子育て・教育・じんけん
- 観光・文化・スポーツ
- 環境・動物
- 道路・公園河川
- その他

下へスクロールし「税金」を選択

**③**

キーワード

取得したい書類を、キーワードを入力して検索ボタンを押下することで、ダウンロードできます。

異動届出書の書き方

記入例(1) 転勤等により、未徴収税額を他の事業所等で特別徴収を継続する場合(※)

提出先の市区町村が発行した通知書に記載されている番号を記入してください。

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和8年11月1日	所在地 〒 665-8665	整理番号					
提出	宝塚市東洋町1-1	担当者	特別徴収指定番号				
宝塚市長あて	名称 株式会社 宝塚	給与係	800000				
		氏名 塚山 あさか	宛名番号				
	法人番号または個人番号	電話 0797-xx-xxxx	3				
給与所得者	フリガナ タカラ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額徴収方法
	氏名 宝太郎	8年度	6月分 10月分まで	11月分 5月分まで	8年 10月 31日	① 転職・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外( )	○ 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)
	生年月日 平成1年1月1日生						
	個人番号						
	住所 1月1日現在 宝塚市御殿山1-1-1 異動後 大阪府北区梅田1-1		120,000 円	50,000 円	70,000 円		

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒 665-0032 宝塚市東洋町1-2	特別徴収指定番号 900000	担当者 山塚 花	新しい特別徴収義務者へは月割額 10,000 円を 11月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入する よう連絡済です。
	名称 宝 有限会社	受給者番号 123456	法人番号 123456789000	

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は	月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		円	
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。			

新しい勤務先へ  
届出書の提出  
は、必ず  
1月1日以前  
にしてください。

1月1日以後に  
住所変更が  
ある場合は、  
届出書の提出  
は、必ず  
1月1日以前  
にしてください。

1月1日以後に  
住所変更が  
ある場合は、  
届出書の提出  
は、必ず  
1月1日以前  
にしてください。

届出書の提出  
は、必ず  
1月1日以前  
にしてください。

新しい勤務先  
へ届出書の  
提出は、必ず  
1月1日以前  
にしてください。

※新しい勤務先との連絡が取れない場合は、通常の退職として記入例(2)または(3)の内容で異動届出書を作成してください。

異動届出書の書き方 記入例(2) 退職等により、普通徴収に切り替える場合

提出先の市区町村が発行した通知書に記載されている番号を記入してください。

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

整理番号

令和8年11月1日	所在地 〒665-8665	宝塚市東洋町1-1			担当者	特別徴収指定番号			
提出	宝塚市長あて	株式会社 宝塚			給与係	800000			
氏名		塚山 あさか			宛名番号				
電話		0797-xx-xxxx			3				
給与所得者	フリガナ	タカラ タロウ	新	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額徴収方法
	氏名	宝太郎	姓	8 (年度)	6 月分から 10 月分まで	11 月分から 5 月分まで	8 年 10 月 31 日	1 転職・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外( )	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)
	生年月日	平成1年1月1日生							
	個人番号								
	住所	1月1日現在	宝塚市御殿山1-1-1		120,000 円	50,000 円	70,000 円		
住所	異動後	大阪府北区梅田1-1							

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収指定番号	担当者 氏名 電話	新しい特別徴収義務者へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入する よう連絡済です。
	名称	受給者番号	法人番号	

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は 円分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

くはの1  
だ変住月  
さ更所1  
い後に日  
いの変以  
住更降  
所を給  
をあつ与  
記つ与  
入た入  
し場得  
て合者

よ対月上  
象入〜段  
に期との  
記間て、  
入と下  
し金だ象  
てさ期  
くはい。間  
だ一。金  
さ致。額  
すすを  
。る。両  
。方

さ書定異等由届  
いの期動〜が  
。作等のを発  
成の事記生必  
日場由入し要  
を合がしたに  
記は支て日  
入、払く(異  
し異少だ(異  
て動額さ退  
く届・い職  
だ出不。日  
事

異動届出書の書き方 記入例(3) 退職し、未徴収税額を事業所で一括徴収する場合

提出先の市区町村が発行した通知書に記載されている番号を記入してください。

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和3年11月1日		所在地 〒 665-8665			整理番号		担当者		特別徴収指定番号	
提出		宝塚市東洋町1-1			給与係		氏名		▶ 800000	
宝塚市長あて		株式会社 宝塚			塚山 あさか		電話		宛名番号	
(特別徴収義務者)		法人番号または個人番号			0797-xx-xxxx				▶ 3	
給与所得者	フリガナ	タカラ タロウ		新	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額徴収方法
	氏名	宝太郎		姓	特別徴収税額(年税額)	徴収済税額	未徴収税額(ア)-(イ)	8年	1 転職・転籍 3 死亡 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外( )	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収(本人が納付)
	生年月日	平成1年1月1日生			8年度	6月分から 10月分まで	11月分から 5月分まで	10月	2 退職 4 休職	
	個人番号				120,000 円	50,000 円	70,000 円	31日		
住	1月1日現在	宝塚市御殿山1-1-1								
所	異動後	▶ 大阪市北区梅田1-1								

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい給与支払者	所在地	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい特別徴収義務者へは月割額 円を
(特別徴収義務者)	名称	受給者番号	電話		月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入する
			法人番号		よう連絡済です。

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は 11 月分(翌月10日納期限)で納入します。
① 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	70,000 円	
② 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

に○一括徴収していただく場合は該当理由

くはの1  
だ変住月  
さ更所1  
してに日  
くはの以  
だ更後に降  
さい。の  
。変更が  
。住所を給  
を記つ与  
入した所  
合者

よ対記月上  
う象入し段  
に期しての  
記間てく、  
入と金下  
と入と段  
しと金の  
ては、額  
くは、を  
だ一  
さい致  
。す  
る

等由届  
がが  
を生必  
を記入要  
してに  
く日なる  
さ退異  
さい動  
。日事

てと一  
く括  
だ徴  
さい収  
。納  
す入  
す金  
る額  
かを  
を何  
記入  
し月  
分

死亡による退職以外かつ退職の日が翌年1月1日から4月30日までの間で、納税義務者に支払われる5月31日までの給与または退職手当等の額が未徴収税額を超える場合は、必ず一括徴収してください。

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		整理番号									
年 月 日		所在地 〒		担当者							
提出		宝塚市長あて		特別徴収指定番号							
		名称		氏名							
		法人番号または個人番号		電話							
		係		宛名番号							
給与所得者	フリガナ	新	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額徴収方法			
	氏名	姓	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)				年 月 日	1 転職・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外( )	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)
	生年月日	年 月 日 生	( 年度)	月分から 月分まで	月分から 月分まで						
	個人番号		円	円	円						
	住 所	1月1日 現在									
	異動後										

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい給与支払者	所在地 〒	特別徴収指定番号	担 氏名	新しい特別徴収義務者へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入する よう連絡済です。
(特別徴収義務者)			電 話	
	名称	受給者番号	法 人 番 号	

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	円	
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

注 意 事 項 等	<p>1:本届出書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)・森林環境税(国税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転職等)した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。</p> <p>2:従業員等が1月1日から4月30日までの間に退職したときは、特別徴収継続の希望がなく、未徴収税額の全額を給与または退職金から引き取り可能である場合に限り、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。ただし、死亡による退職の場合は、当該事由の発生日に関わらず、未徴収税額の徴収を一括徴収ではなく普通徴収で行うこととします。</p> <p>3:給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当へお問い合わせください。</p>
-----------------------	--

用紙は切り取りまたはコピーしてご使用ください。  
宝塚市のホームページからもダウンロードできます。



給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

整理番号	
------	--

提出 年月日	所在地 〒	担当者		特別徴収指定番号				
		係						
宝塚市長あて	名称	氏名	宛名番号					
	法人番号または個人番号	電話						
給与所得者	フリガナ	新	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額徴収方法
	氏名	姓	(年度)	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1 転職・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外( )	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)
	生年月日	年 月 日 生	円	円	円			
	個人番号							
住 所	1月1日 現在 異動後							

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収指定番号	担 当 者 氏名 電話	新しい特別徴収義務者へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入する よう連絡済です。
	名称	受給者番号	法人番号	

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	円	
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

**注 意 事 項 等**

1:本届出書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)・森林環境税(国税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転職等)した場合にご提出いただく用紙です。**提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2:従業員等が1月1日から4月30日までの間に退職したときは、特別徴収継続の希望がなく、未徴収税額の全額を給与または退職金から引き取り可能である場合に限り、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。ただし、死亡による退職の場合は、当該事由の発生日に関わらず、未徴収税額の徴収を一括徴収ではなく普通徴収で行うこととします。

3:給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当へお問い合わせください。

用紙は切り取りまたはコピーしてご使用ください。  
宝塚市のホームページからもダウンロードできます。



年度分 普通徴収から特別徴収への切替依頼書

宝塚市長あて	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 〒	担当者	所属
		名称		氏名
		法人番号		電話
年 月 日			特別徴収指定番号	

宝塚市での特別徴収が初めての  
場合は空白のまま提出してください。

給与所得者(納税義務者)	フリガナ		年税額	円(通知書番号 )
	氏名		納付済額	円(第 期分まで)
	1月1日現在の住所	〒	特別徴収への 切替希望月	該当年度の <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 20px;"></span> 月分(翌月10日納期限)から特別徴収する。 ※税額通知の発送は、各月15日までに届いた分はその月の月末頃・16日以降に届いた分はその翌月の月末頃とします。
	生年月日			(例) 7月15日到着分→7月末に通知発送
	異動 就職 年月日			7月16日到着分→8月末に通知発送
	受給者番号		備考	

ご注意等 ・公的年金からの特別徴収となっている税額は、給与からの特別徴収に切り替えることができません。

・納付誤りを防ぐため、普通徴収の納付状況を確認のうえ、提出してください。

・税額の事前連絡が必要な場合は以下の括弧内に記入をお願いします。  
 なお、処理には数日を要するため、余裕をもってご提出ください。

( 月 日 までに税額通知が届かない場合、事前に電話連絡を希望します)

用紙は切り取りまたはコピーしてご使用ください。

宝塚市のホームページからもダウンロードできます。



# 特別徴収義務者の所在地・名称等 変更届出書

宝塚市長あて

年 月 日 提出

		特別徴収義務者 指 定 番 号	
給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	
	名 称		
	法人番号		
担当者 連絡先	所属・氏名		
	電話番号		
変更年月日		年 月 日	

該  
当  
事  
項  
に  
☑  
し  
て  
く  
だ  
さ  
い。

● 名称変更理由  
 社名変更  
 新法人の設立  
 合併による変更★ \_\_\_\_\_  
 特別徴収事務の一本化★ \_\_\_\_\_

● 所在地変更理由  
 事務所の所在地移転  
 合併による変更★ \_\_\_\_\_  
 特別徴収事務の一本化★ \_\_\_\_\_  
 送付先の変更

● その他

→ ★今後の指定番号の取扱いについて、以下からあてはまるものを選択してください。

① 従来の指定番号をそのまま使用する

② 指定番号 ( ) へ統合する

③ 新たな指定番号を取得する  
②、③に該当の場合は、別途異動届出書が必要です。

\*変更事項のみ記入願います

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	〒	〒
フリガナ		
送 付 先 <small>(所在地以外への送付希望の場合のみご記入ください)</small>	〒	〒
フリガナ		
名 称		
法人番号		
電 話		

ご注意 所在地(送付先)・名称には、誤読を避けるために必ずフリガナを記入してください。  
 この届出書を提出されましても、法人市民税等に係る異動届出書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。

**用紙は切り取りまたはコピーしてご使用ください。**  
**宝塚市のホームページからもダウンロードできます。**

キ  
リ  
ト  
リ  
線



## 特別徴収税額の特例に関する承認申請書

年 月 日

(あて先)宝塚市長

所在地

(フリガナ)

名称

代表者

電話番号

法人番号

(個人番号は記載不要)

(連絡先)

担当者

(氏名)

指定番号

・ 新規

新規の場合は○をつけてください↑

地方税法第321条の5の2第1項の規定により申請いたします。

① 特例の適用を受けようとする特別徴収税額

令和 年 月 分( 月 日納期限分)以降の特別徴収税額

② 最近6か月間の給与支払状況

支払月	給与所得者		臨時雇用者	
	人員	合計支払金額	人員	合計支払金額
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円

③ 滞納または納付遅延がある場合、それがやむを得ない理由であるときはその理由

対象の税		滞納または納付遅延が生じた理由
対象年度	種別	
年度	税	

④ 過去1か年に当特例の承認の取消しを受けた場合、その通知を受けた日

年	月	日
---	---	---

⑤ ①～④について該当する事項がない場合は、空欄のまま提出してください。

用紙はコピーしてご使用ください。

宝塚市のホームページからもダウンロードできます。

## 特別徴収税額の特例の要件を欠いた場合の届出書

(あて先)宝塚市長

年 月 日

所在地 (フリガナ) 名称 代表者 法人番号 (個人番号は記載不要) 指定番号	電話番号 (連絡先) 担当者 (氏名) ・ 新規
---	--------------------------------------

地方税法施行令第48条の9の10の規定により、特別徴収税額の特例の特例の要件を欠いたため、届出をします。

	※該当する番号に○をつけてください。
理由	1. 給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなったため
	2. その他(理由: )
備考	

### 【注意事項】

この届出書を提出した場合は、提出日の属する月以前の各月分にかかる特別徴収税額については、提出日の属する月の翌月10日が納期限となります。

(例)この届出書を3月に提出した場合の納期限

6～11月分→納期特例により12月10日まで、12～3月分→4月10日まで、  
4月分以降は通常通り徴収月の翌月10日までが納期限となります。

**用紙はコピーしてご使用ください。  
宝塚市のホームページからもダウンロードできます。**

<宝塚市提出用>

市民税		納入申告書 (退職所得に係る分離課税分)									
宝塚市長様		宝塚市長様									
年 月 日 提出		年 月 日 提出									
年 月 分		人員					人				
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別 徴収 税額	市民税										
	県民税										
住所(居所) または所在地											
特別 徴収 義務者	氏名 または名称										
	個人番号										
<p>地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。</p>											

支払者が個人事業主である場合は、送付した納入書の裏面ではなく

こちらの様式を使用してください

〒665-8665

兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市役所 市税収納課

TEL:0797-77-2052(直通)

用紙はコピーしてご使用ください。  
宝塚市のホームページからもダウンロードできます。



## ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

近畿2府4県(大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県)以外のゆうちょ銀行直営店または郵便局を利用される場合は、その店舗または郵便局を宝塚市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱店(局)に指定する必要があります。

右の「指定通知書」に利用される店舗名または郵便局名をご記入のうえ、1回目を納入するまでに、その店舗または郵便局に提出してください。

(特別徴収義務者の控)

貴事業所の納入指定ゆうちょ銀行・郵便局	
(所在地)	
(名称)	
ゆうちょ銀行	店
	郵便局

「指定通知書」は宝塚市のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

## 指定通知書

年 月 日

ゆうちょ銀行 \_\_\_\_\_ 店長様  
\_\_\_\_\_ 郵便局長様

兵庫県宝塚市長  
(公印省略)

貴店(局)を「地方税法第321条の5第4項」および「森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律第8条1項」の規定に基づき、当市の市民税・県民税・森林環境税(特別徴収税額)取扱店(局)に指定しましたので、通知いたします。

- 承認番号 貯業二第455号
- 口座番号 01170-0-960044
- 加入者の名称 兵庫県宝塚市会計管理者
- 取りまとめ局 大阪貯金事務センター  
(郵便番号539-8794)
- 納入手数料 加入者(市役所)負担とします。



## 3.eLTAX(エルタックス)のご案内

給与支払報告書等の申告や特別徴収税額の納入は便利な「地方税ポータルシステム(eLTAX)」をご利用ください。

### (1)eLTAX とは

eLTAX とは、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告等の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。

### (2)特別徴収関係で eLTAX が利用できる手続き

- 給与支払報告
- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出
- 普通徴収から特別徴収への切替申請
- 退職所得に係る納入申告および特別徴収票または特別徴収税額納入内訳届出
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出
- 納税管理人の申告
- 共通納税システムによる電子納入(詳細は右をご覧ください)

### (3)eLTAX を利用するメリット

- 申告書等を市役所に持参・郵送することなく、オフィスや自宅等からインターネットで申告ができます。
- 複数の地方公共団体に対する申告等を一度に行うことができます。
- 無料の eLTAX 対応 PCdesk(利用者ソフトウェア)を利用して申告書を簡単に作成することができます。
- eLTAX に対応した市販の税務・会計ソフトで作成した申告書のデータを利用できます。
- 共通納税システムを利用すれば金融機関等の窓口へ出向く必要がなく、納入事務の負担が軽減されます。

eLTAX ヘルプデスク

電話 0570-081459

受付日 月～金(祝日・年末年始を除く)

受付時間 9:00～17:00

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

### (4)地方税共通納税システム

地方税共通納税システムとは、eLTAX を利用して、自宅やオフィスから地方税の納入手続きを電子的に行うことができるシステムです。

#### 地方税共通納税システムのメリット

- 複数の地方公共団体へ一括して電子的に納入することができ、納入事務の負担が軽減されます。
- 電子申告を行った申告情報や特別徴収税額(通知データ)を共通納税システムに引き継いで納入することができます。
- 事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納入する「ダイレクト納付」ができます。
- クレジットカードを利用した納入ができます。
- 納税先の地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納入できます。
- 利用に関する手数料はかかりません。(クレジットカードを利用した納入の場合、別途システム利用料が発生します。)

#### 利用できる時間

- 平日に加えて、月末最終土曜日および日曜日の 8 時 30 分から 24 時まで利用いただけます。  
(通常期の場合。繁忙期は曜日や時間帯が拡大されます。)

## 4.eL-QR(地方税統一QRコード)を活用した納入手続きの拡大について

全国の eL-QR 対応金融機関等の窓口や ATM での納入など、利便性向上のため、督促分など金額を訂正できない納入書に限り eL-QR を印字しています。詳細は宝塚市ホームページ

(<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kurashi/1000029/1000077/1050451.html>)をご確認ください。

- ※金額を訂正して使用できる納入書は対象外です。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

